

大分県報

平成二十八年
号外（六一）
四月一日

（金曜日）

目次

教育委員会規則

大分県教育委員会行政組織規則の一部改正……………一
大分県立学校職員の評価システムの実施に関する規則等の一部改正……………一
教育職員免許状の更新等に関する規則の一部改正……………三

教育委員会訓令甲

大分県教育委員会文書管理規程の一部改正……………四
大分県教育委員会職員服務規程の一部改正……………四
大分県立学校職員服務規程の一部改正……………四
大分県立学校事務決裁規程の一部改正……………四

教育長訓令甲

大分県教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を委任する規程の一部改正……………五

○教育委員会規則

大分県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十八年四月一日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第八号

大分県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

大分県教育委員会行政組織規則（昭和三十九年大分県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表の教育改革・企画課の項中「総務・広報班、改革企画班」を「総務班、改革企画班、広報・調整班」に改め、同条第二項中「上欄に掲げる課に、」及び「分掌させるため、」の下に「それぞれ」を加え、同項の表に次のように加える。

平成二十八年四月一日

体育保健課	屋内スポーツ施設建設推進室
-------	---------------

第五条の二第一号中「勤務成績の評定」を「人事評価」に改める。
第六条第三号中「県立学校」を「県立学校等」に改める。

第十一条の四に次の一号を加える。

十七 屋内スポーツ施設建設推進室の庶務（教育改革・企画課の所掌に属する総務系事務を除く。）に関すること。

第十一条の五の次に次の一条を加える。

（屋内スポーツ施設建設推進室の分掌事務）

第十一条の六 屋内スポーツ施設建設推進室においては、次の事務をつかさどる。

- 一 屋内スポーツ施設の建設工事に関すること。
- 二 屋内スポーツ施設の建設に必要な企画、調査及び関係機関との連絡調整に関すること。

第十八条の表の法務調整監の項及び福利厚生監の項を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県立学校職員の評価システムの実施に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十八年四月一日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第九号

大分県立学校職員の評価システムの実施に関する規則等の一部を改正する規則

（大分県立学校職員の評価システムの実施に関する規則の一部改正）

第一条 大分県立学校職員の評価システムの実施に関する規則（平成十八年大分県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和二十五年法律第二百六十一号」の下に「。以下「法」という。」を加え、「第四十条第一項」を「第二十三条の二第一項及び第二項」に、「の評価システム」を「の人事評価に係るシステム」に改める。

第二条を次のように改める。

（評価システム）

大分県報号外（教育委規則）

第二条 評価システムは、法第六条第一項に規定する、職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行う勤務成績の評価（以下「目標管理」という。）及び職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行う勤務成績の評価（以下「能力評価」という。）をもって実施する。

第二条の二の見出し中「目標管理」の下に「及び能力評価」を加え、同条第一項中「面談者」を「評価者」に改め、「努力し、」の下に「評価者が」を加え、「自ら評価する」を「大分県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める絶対評価の方法により評価する」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 能力評価は、評価者が職員の日常の職務遂行上の能力及び姿勢・意欲並びに職務の実績を教育長が別に定める相対評価の方法により評価するものとする。

3 前二項の規定により評価者が行った目標管理及び能力評価の結果（以下「評価結果」という。）についての調整及び第六条第二項の規定による再評価を行うため、調整者を置く。

4 評価者及び調整者は、教育長が別に定める。

第二条の三を削る。

第三条中「すべて」を「全て」に改める。

第四条中「人事評価」を「能力評価」に改める。

第五条の見出し中「人事評価の結果」を「評価結果」に改め、同条第一項を次のように改める。

評価結果は、教育長が別に定めるところにより、本人に開示する。

第五条第二項中「前項ただし書」を「前項」に、「人事評価の結果」を「評価結果」に改める。

第六条の見出し及び同条第一項中「人事評価の結果」を「評価結果」に改め、同条第二項中「人事評価の結果」を「評価結果」に、「当該人事評価」を「目標管理及び能力評価」に改める。

第七条の見出し中「人事評価の結果」を「評価結果」に改め、同条中「人事評価の結果」を「評価結果」に、「当該人事評価に係る職員に対し、新たに人事評価が行われるまでの間の」を「新たな評価結果が出るまでの間、目標管理及び能力評価に係る」に改める。

（大分県市町村立学校職員の評価システムの実施に関する規則の一部改正）

第二条 大分県市町村立学校職員の評価システムの実施に関する規則（平成十八年大分県教

育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十六条」を「第四十四条」に、「の評価システム」を「の人事評価に係るシステム」に改める。

第二条を次のように改める。

（評価システム）

第二条 評価システムは、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第六条第一項に規定する、職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行う勤務成績の評価（以下「目標管理」という。）及び職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行う勤務成績の評価（以下「能力評価」という。）をもって実施する。

第二条の二の見出し中「目標管理」の下に「及び能力評価」を加え、同条第一項中「面談者」を「評価者」に改め、「努力し、」の下に「評価者が」を加え、「自ら評価する」を「大分県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が別に定める絶対評価の方法により評価する」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 能力評価は、評価者が職員の日常の職務遂行上の能力及び姿勢・意欲並びに職務の実績を県教育長が別に定める相対評価の方法により評価するものとする。

第二条の二に次の二項を加える。

3 前二項の規定により評価者が行った目標管理及び能力評価の結果（以下「評価結果」という。）についての調整及び第六条第二項の規定による再評価を行うため、調整者を置く。

4 評価者及び調整者は、県教育長が別に定める。

第二条の三を削る。

第三条中「すべて」を「全て」に改める。

第四条中「人事評価」を「能力評価」に改める。

第五条の見出し中「人事評価の結果」を「評価結果」に改め、同条第一項を次のように改める。

評価結果は、県教育長が別に定めるところにより、本人に開示する。

第五条第二項中「前項ただし書」を「前項」に、「人事評価の結果」を「評価結果」に改める。

第六条の見出し及び同条第一項中「人事評価の結果」を「評価結果」に改め、同条第二項中「人事評価の結果」を「評価結果」に、「当該人事評価」を「目標管理及び能力評価」に改め、同条第三項中「人事評価」を「評価結果」に改め、「の結果」を削る。

第七条の見出し中「人事評価の結果」を「評価結果」に改め、同条中「人事評価の結果」を「評価結果」に、「当該人事評価に係る職員に対し、新たに人事評価が行われるまでの間の」を「新たな評価結果が出るまでの間、目標管理及び能力評価に係る」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行前に第一条の規定による改正前の大分県立学校職員の評価システムの実施に関する規則第二条の三第一項の規定により行われた人事評価は、第一条の規定による改正後の大分県立学校職員の評価システムの実施に関する規則第二条の二第二項の規定により行われた能力評価とみなす。
- 3 この規則の施行前に第二条の規定による改正前の大分県市町村立学校職員の評価システムの実施に関する規則第二条の三第一項の規定により行われた人事評価は、第二条の規定による改正後の大分県市町村立学校職員の評価システムの実施に関する規則第二条の二第二項の規定により行われた能力評価とみなす。

教育職員免許状の更新等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十八年四月一日

大 分 県 教 育 委 員 会

大分県教育委員会規則第十号

教育職員免許状の更新等に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状の更新等に関する規則（平成二十一年大分県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

第一号様式、第六号様式及び第七号様式中

事 項	開設者	修了（履修） 年月日	対象免許種
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	

を

平成二十八年四月一日

教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項		年 月 日	年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄
-------------------------	--	-------	-------	-------------------------

領域	開設者	修了（履修） 年月日	対象免許種
必修領域		年 月 日	
選択必修領域		年 月 日	
選択領域		年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」を「選択領域」に

事 項
教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項
教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項
教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項

を

領 域
選択領域
選択領域

に定める。

大分県報号外（教育委規則）

選択領域

第十一号様式中「~~中等学校~~」の次に「~~義務教育学校~~」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○教育委員会訓令甲

大分県教育委員会訓令甲第一号

教育 教育 教育 機関

大分県教育委員会文書管理規程（平成二十一年大分県教育委員会訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月一日

大分県教育委員会

第十五条第一項第六号中「不服申立関係文書」を「審査請求関係文書」に改める。

第三十条の見出し中「かわる」を「関わる」に改め、同条中「不服申立て」を「審査請求」に、「かわる」を「関わる」に改める。

第八十一条第三号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

別表第一中「生徒指導推進室」を「教委生指」を「生徒指導推進室」に、
「屋内スポーツ施設」を「教委屋ス」に、
「生徒指導推進室」を「教委生指」に、
「建設推進室」を「教委屋ス」に、

「佐伯鶴城高等学校	佐鶴高	を	「佐伯鶴城高等学校	「佐鶴高」	に、
佐伯豊南高等学校	佐豊高	を	「佐伯鶴城高等学校	「佐鶴高」	に、
佐伯鶴岡高等学校	佐岡高	を	「佐伯鶴城高等学校	「佐鶴高」	に、
佐伯豊南高等学校	佐豊高	を	「佐伯鶴城高等学校	「佐鶴高」	に、
（平成二十五年）	新佐豊高	を	「佐伯豊南高等学校	「佐豊高」	に改める。
に設置されたもの					
をいう。）					

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

大分県教育委員会訓令甲第二号

教育 教育 機関

大分県教育委員会職員服務規程（昭和三十六年大分県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月一日

大分県教育委員会

第三十三条の見出し中「営利企業等の従事許可」を「営利企業への従事等許可」に改め、同条中「営利企業等の従事の許可」を「営利企業への従事等の許可」に、「営利企業等の従事許可願」を「営利企業への従事等許可願」に改める。

第十二号様式中「~~営利企業等の従事許可願~~」を「~~営利企業への従事等許可願~~」に、「~~営利企業等の従事許可願~~」を「~~営利企業への従事等許可願~~」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

大分県教育委員会訓令甲第三号

本 県立 学校

大分県立学校職員服務規程（昭和五十五年大分県教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月一日

大分県教育委員会

第十七条の見出しを「（営利企業への従事等）」に改め、同条中「営利企業等の従事の許可」を「営利企業への従事等の許可」に、「営利企業等の従事許可願」を「営利企業への従事等許可願」に改める。

第十二号様式及び第十二号様式の二中「~~営利企業等の従事許可願~~」を「~~営利企業への従事等許可願~~」に、「~~営利企業等の従事許可願~~」を「~~営利企業への従事等許可願~~」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

大分県教育委員会訓令甲第四号

本 庁
県 立 学 校

大分県立学校事務決裁規程（平成十三年大分県教育委員会訓令甲第八号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月一日

大 分 県 教 育 委 員 会

別表第一の一の項の第十九号中「第二十九条」を「第二十九条第一項」に改め、同項の第二十号中「不服申立人等」を「審査請求人等」に、「第二十九条」を「第二十九条第一項」に改め、同項の第二十一号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削る。
別表第二の十八の項の第二号中「又は中学校」を「中学校又は義務教育学校」に改める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

○教育長訓令甲

大分県教育委員会教育長訓令甲第一号

教 育 事 務 所
埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー
教 育 機 関

大分県教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を委任する規程（昭和四十四年大分県教育委員会教育長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月一日

大 分 県 教 育 委 員 会 教 育 長

別表第四の佐伯豊南高等学校長の部の一の項中「蒲江高等学校」の下に「佐伯鶴岡高等学校」又は平成二十八年三月三十一日をもつて廃止された佐伯豊南高等学校を加え、「これ」を「これら」に改める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

平成二十八年四月一日

大分県報号外（教育委訓令甲・教育長訓令甲）